

すまいる通信 平成29年9月 第50号

最近のご相談で多いのが、相続した土地を売却してほしい、または相続の前に土地を売却してほしいといった、不動産の売却に関するものが増えています。実家が空き家になってしまった、相続した土地を利用する予定がない、遠方に住んでいて相続するのが難しい、土地がトラブルをかかえているので家族に迷惑がかからないように売却しておきたいなど、理由は様々です。

ある程度の広さのある土地は、実勢価格よりも相続税評価額が高くなってしまっているため、そのような土地は生前に売却をしておけば相続税の節税になります。

また、道路に接していなくて建物を建築できない土地や貸宅地なども意外に評価額が高くついています。このような土地は安い価格でしか売ることができませんが、生前に売却をすればそれだけで相続税が安くなります。相続で売却することになるかもしれない土地があるならば、生前に処分しておくことも検討しましょう。

代々受け継いできた土地を手放すのは抵抗があると思う方もいらっしゃると思います。しかし、固定資産税の負担、草刈りや日頃の管理など、土地を維持していくのも大変な時代です。不要な土地をそのままにしておくのは責任を子や孫におしつけることになってしまいます。ここで踏ん切りをつけて不動産を処分することも家族のためではないでしょうか？

神奈川県西部エリアは人口が減っており、年々、不動産の売却が難しくなってきました。将来いつか売却することになる土地があるなら早めの処分をおすすめします。

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

無料公開セミナー開催

幸せを遺す 円満相続セミナー
相続の基礎知識と相続対策

●第1部 相続の基礎知識 講師：行政書士 長尾影正

相続の基本的なことから、将来の相続に備えて準備しておきたいことについてお話しをします。

●第2部 生前贈与と相続対策 特別講師：税理士 鈴木一彦

生前贈与、相続対策などについて税理士が解説します。

10月20日（金）川東タウンセンターマロニエ 203号室

10月22日（日）尊徳記念館 302号室

●時間：9：45～11：45

●お申し込み 行政書士長尾影正事務所 TEL0465-39-1900

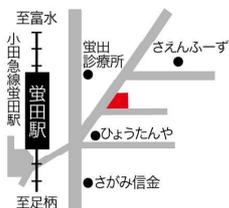
参加費は無料です。ご家族一緒にご参加ください。



◆講師：鈴木一彦（すずきかずひこ）◆

すずき会計 鈴木一彦税理士事務所 所長
小田原市蓮正寺795-6 アービス EW1階

税理士・行政書士・相続診断士



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL:0465-39-1900
mail:nagao@yuigon-souzoku.info
http://www.yuigon-souzoku.info